

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

飯山市

2 構造改革特別区域の名称

北信州いいやま どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

飯山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 概要

飯山市（以下「本市」という。）は長野県の最北端に位置し、北を新潟県及び下水内郡栄村と接し、南を中野市、東を下高井郡木島平村・野沢温泉村と接する北信・岳北地域の中心都市です。本市は古くから山国信州と日本海を結ぶ交通の要所として栄え、塩・魚などの海産物の集散地、また、大和朝廷時代の越後・出羽開拓における重要な駅路としての役割を担ってきました。

戦国時代においては、上杉謙信による川中島出陣の際に前線基地として戦略的にも重要な地となり、永禄7年（1564年）には千曲川左岸に飯山城が築かれました。

本市の都市形成はこの飯山城を中心になされ、幾度かの城主の変転を重ねる中で次第に城下町として機能を整えてきました。

昭和29年8月の町村合併促進法の施行により、飯山町を中心に秋津村、柳原村、外様村、常盤村、瑞穂村、木島村の1町6村が合併して飯山市が誕生しました。市はその後昭和31年に太田村、岡山村を編入し現在の姿となっています。

明治26年、本市を経由しない信越線の開通により、徐々にその物流拠点としての機能を失い、その後は農業を中心として飯山仏壇、内山紙などの伝統工芸をはじめとする地場産業により発展しました。しかしながら昭和30年代後半からの高度経済成長期において産業の立地する条件を持たなかったこと、さらに豪雪地域であるというハンディもあって経済が停滞し、若年層を中心とした人口の流失を生じました。

市の文化・市民性としては江戸時代から続く寺町文化、雪国らしい連帯と協調の精神があげられ、名僧正受老人の正受庵をはじめとする神社景観、斑尾、戸狩などのスキー場、千曲川、北竜湖、なべくら高原などの自然資源とあわせて日本のふるさとにふさわしい豊かな風土と魅力を作り出しています。

なお、平成27年3月に北陸新幹線飯山駅が開業したことにより、特に首都圏からの時間的距離の短縮となり新たな交流人口の増加に期待が寄せられます。

(2) 位置・地形

本市の市域は南北25.2km、東西23.1km、周囲96.0kmであり、面積は202.32km²となっています。

長野県内でもっとも低い千曲川沖積地に広がる飯山盆地を中心に、西に関田山脈、東に三國山脈が走る南北に長い地形をしており、南西部には斑尾高原、北西部には鍋倉山、東部には北竜湖などがあり、多くの自然資源に恵まれた地となっています。

盆地内部の平坦地では稲作農業が、また、盆地中央部において南北に隆起している長峰丘陵では主に畑作を中心とした土地利用がなされています。

近傍都市への距離は長野市へ36km、中野市へ15km、新潟県妙高市には25kmとなっており、長野市からは車で約50分となっています。

主要交通網としては国道117号、292号、403号が市内を走り、長野市から新潟県十日町市方面へJR飯山線が走っています。

また、平成27年3月北陸新幹線・飯山駅が開業し、首都圏からのアクセスも向上し、東京からは北陸新幹線で、最速99分で結ばれています。

(3) 気象

本市の特徴として、四季の変化とその折々の景観の豊かさがあげられ、春から秋にかけては内陸盆地型気候となっています。冬季は日本海からの季節風が、南西の斑尾山から北西の鍋倉山にかけて連なる関田山脈の影響によって上昇気流を生じさせるため、日本でも有数の豪雪地帯となっています。

年平均気温は10.5℃、平均湿度は81.3%、年降水量は1,590mmであり、最深積雪平均は平地で142cmを上回り、一年のうち約3分の1弱の期間が雪に覆われています。

この積雪は市の南北で大きな差があり、南部は北部に比べて積雪が少なく、地域格差を生じる大きな要因となっています。

(4) 人口

本市の人口は昭和30年には40,089人でしたが、昭和50年に30,796人、平成7年には27,423人に、平成22年には23,545人、平成27年には21,438人まで減少しています。

特に昭和30～40年代の人口流出は著しく、昭和40～45年の減少率は7.6%にも達し、若年層の減少などにより市の人口の構造は大きく変化しました。今後も出生率の低下と高齢化の進行による自然動態の減少が懸念されます。

(5) 産業

平成27年国勢調査による産業別人口は、11,338人で、第1次産業が2,062人(18.4%)、第2次産業が2,554人(22.8%)、第3次産業が6,585人(58.8%)となっています。

<農業>

豪雪地帯で水田単作の飯山市農業は、米食味コンクール国際大会に毎年4～6名が入賞するという良質米生産地域で、特に近年は集落営農等の経営体や大型農業者が農地を集約し、さらに大規模経営の展開を進めています。また冬期間の農業として始まったきのこの施設栽培、アスパラガス、キュウリ、ズッキーニといった野菜に、芍薬他の花卉といった畑作物の栽培も盛んです。北部の国営農地開発のなべくら高原では、広大な農地での大根・人参等の大規模畑作農業も行われています。

<工業>

本市では若者の定住や働く場の確保のため、工業団地の造成、企業立地振興条例の制定など企業誘致・既存企業支援を進めています。現在は、工業団地立地企業を中心とした情報通信機械器具製造業が市全体の製造品出荷額の70%近くを占めています。

また、伝統的工芸品に指定されている飯山仏壇、内山紙は、本市を特徴づける産業でもあります。

<観光>

昭和32年頃から冬期間の農家の副業として始まったスキー民宿は、素朴なもてなしと折からのレジャーブームにのり、昭和49年には大阪市とスポーツ交流姉妹都市を連携するなどスキー場の開発とともに順調に発展してきました。

本市内には、この民宿を中心とする観光地として戸狩・信濃平地区などがあり、民宿の宿は約70軒を数え、近年は当初の農業副業から、観光を本業とする方向へと発展しています。

また、斑尾高原地区はホテル・ペンション等を中心として約60軒を数え、スポーツを中心としたリゾート地として発展してきました。しかし、冬季のスキー場利用客は減少傾向にあり、今後は北陸新幹線飯山駅を活用し、地域の経済活性化と周辺9市町村で観光連携を進める「信越自然郷」ブランドの浸透と観光人口の回復とともに四季を通じた観光地としていくことが求められています。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、農業と観光を結びつけ地域の活性化を図るため、平成6年に「飯山市グリーンツーリズム推進協議会」を設立し、農業者、宿泊業者、飲食業者、商工会議所等が一体となり、都市と農村の交流に取り組んでいます。

現在本市には、戸狩・信濃平地区などに農家民宿が約70軒あります。グリーンシーズンにおいては、首都圏からの小中学校等が実施している自然体験教室を積極的に受け入れています。しかし、ホワイトシーズンのスキー場利用者は、平成3年の144万人をピークに

減少し、現在はピーク時の4分の1になっています。時代の流れで閉鎖に追い込まれるスキー場もある中で、「かまくらの里」としてホワイトシーズンの新たな展開を図り、北陸新幹線飯山駅の開業もあり、首都圏からの誘客に力を入れています。

こうした中、良質米産地である本市が、濁酒を地域と深く結びつけた新たな特産品に位置付けることで、農産物の高付加価値化が実現できるとともに、地産地消による農産物の消費拡大につながり、農家民宿で食事とともに濁酒を提供することにより新たな地域資源として、継続的な地域活性化につながるものであります。

また、濁酒に興味を持った来訪者が増えることにより日帰りから宿泊へ移行することが期待されます。

6 構造改革特別区域計画の目標

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、自ら生産した米で濁酒を製造する農家民宿や農家レストランが増え、本市の郷土料理（いもなます、えご、笹ずしなど）の一品に加え提供されることで、農村の魅力を向上させ、急減したホワイトシーズンの観光人口の回復とともに、グリーンシーズンを含めてグリーンツーリズムによる交流人口を増やすことを通し、高齢化や後継者不足で厳しい状況にある農村地域の活性化に寄与することを目標とします。

また、観光庁が訪日外国人客に国内を巡ってもらう「広域観光周遊ルート」のモデルコースの中の自然大回廊（日本海）冬コースに、本市の「レストランかまくら村」が盛り込まれたことから、郷土料理と濁酒についてもPRし、インバウンド事業と一体的な取り組みを行うものです。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画は、本市の基幹産業である農業と観光を一体化し、地域の経済・雇用に対して多大な好影響を及ぼすことを期待できるものであります。

本市には年間を通じて多くの観光客が訪れています。これまでのホワイトシーズン中心の観光地から脱却し、通年型観光地化を図るべく、首都圏の中学校等が実施している自然体験教室などの誘致を積極的に展開し成果を上げています。

本計画を取り組むことにより、酒造りにとどまらず、自然豊かな地元でとれる食材を使った郷土料理と「濁酒」を農家民宿で提供することで観光地としての付加価値が付き、スキー人口減少に伴い落ち込んでいた冬季の観光客回復とグリーンシーズンを含めたグリーンツーリズムによる交流人口の増加により地域経済全体の活性化を図るものです。

【目標数値】

・農家民宿、農家レストラン等での濁酒製造事業者数

項 目	現在	平成30年	平成32年
製造事業者数（累計）	0件	2件（2）	2件（4）

・飯山市総合戦略（平成27年10月策定）における目標

項 目	平成26年	平成31年
観光客入込客数	119万人	160万人
（うち宿泊客数）	89万人	95万人

8 特定事業の名称

707（708） 特定農業者による特定酒類の製造事業

別紙

1 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる地域

飯山市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

上記2に記載の者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者（以下「特定農業者」という。）が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

特定農業者による濁酒の製造・提供が可能となることで、新たな特産品が生まれ、農産物の高付加価値化が実現できる。また、地産地消による農産物の消費拡大につながり、農家民宿で郷土料理とともに濁酒を提供することにより、新たな地域資源として、継続的な地域活性化につながる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒

税の納税義務者として必要な酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する各種記帳等を行う義務が発生するとともに、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。